

# 定額減税(源泉所得税関係)説明会のご案内

定額減税制度については、「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、今後、大綱に沿った税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

そのため、実施に当たり、源泉徴収義務者の皆様に制度の理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、定額減税説明会を開催します。

## 【説明会の主な内容】

DVD 上映を中心に定額減税制度の概要及び事務手続を説明

※「定額減税特設サイト」においてもDVDと同じ内容の動画を配信（令和6年3月中旬以降）しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

## 【説明会の日程】

## LINEによる 事前予約制

- ①詳細は特設サイトへ
- ②令和6年3月1日（金）より予約開始

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和6年4月9日（火） 10時00分～11時30分	桐生税務署 3階会議室	40名 【事前予約制】 (申込期限：4月5日)	桐生税務署 法人課税第1部門 Tel0277-22-3125
令和6年4月9日（火） 14時00分～15時30分			
令和6年4月10日（水） 10時00分～11時30分	桐生税務署 3階会議室	40名 【事前予約制】 (申込期限：4月8日)	桐生税務署 法人課税第1部門 Tel0277-22-3125
令和6年4月10日（水） 14時00分～15時30分			
令和6年5月9日（木） 10時00分～11時30分	桐生税務署 3階会議室	各40名 【事前予約制】 (申込期限：5月7日)	桐生税務署 法人課税第1部門 Tel0277-22-3125
令和6年5月9日（木） 14時00分～15時30分			
令和6年5月10日（金） 10時00分～11時30分	桐生税務署 3階会議室	各40名 【事前予約制】 (申込期限：5月8日)	桐生税務署 法人課税第1部門 Tel0277-22-3125
令和6年5月10日（金） 14時00分～15時30分			

定額減税制度に関する一般的なご相談を受け付けております。

### 【定額減税コールセンター】

電話番号：0570-02-4562

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

### 【国税相談専用ダイヤル】

電話番号：0570-00-5901

受付時間：8：30～17：00（土日祝除く）

定額減税制度に関する情報は、国税庁ホームページの「定額減税制度特設サイト」をご覧ください。掲載情報については、随時最新情報に更新しています。

【特設サイトへ】

